

笠置町運動公園使用料還付申請

上記のことについて、下記のとおり申請します。

【還付金に係る詳細】

使用団体名	登録確認証:登録番号()
使用予約日時	令和 年 月 日 午前 時 分から 午後 時 分まで 午後
還付理由	
電話連絡日時	令和 年 月 日 時 分ごろ
還付金額	

令和 年 月 日

住所 :

氏名 :

印

連絡先 :

※還付金は、使用団体登録時に『還付金振込口座』として登録された口座に振り込まれます。

※申請書には、使用料を納付された際にお渡しした「領収書」を添付して下さい。

【使用料の還付について】

- ① 使用前にグラウンド不良又は管理団体の諸事情により中止した場合は、使用料を還付します。
- ② 運動公園を使用しないこととなった場合は、必ず笠置町役場に取り消しの連絡をして下さい。
その場合、使用日の3日前であれば全額使用料を還付します(例えば、日曜日に使用する場合、木曜日までに連絡をされた場合、使用料全額還付)。
- ③ ②によらず、雨天により使用しなくなった場合は、使用日当日の利用開始予約時間の1時間前(利用開始が午前8時30分の予約の場合午前7時30分)までに笠置町役場を使用しない旨の連絡をされれば、全額使用料を還付します。また、1日使用であって、使用中に天候が悪化した場合、正午までに笠置町役場へ使用しない旨の連絡をされれば、半日分の使用料を還付します。半日使用の場合は上記に準じて還付します。
- ④ 笠置町に警報もしくは特別警報が発令された場合は、運動公園の使用を停止することとし、その発令時間に応じて使用料を還付します。